

訪問看護  
指定訪問看護  
指定介護予防訪問看護  
(医療保険・介護保険)

「あしすと訪問看護ステーション」

重要事項説明書

株式会社あしすと

法人名	株式会社あしすと
所在地	〒116-0014 東京都荒川区東日暮里1丁目16番1号モンシェール三ノ輪1B
代表者名	代表取締役 藤井 孝光
代表電話番号等	電話03-6806-8691 FAX03-6806-8692
業務の概要	介護保険法に基づく居宅サービス事業 介護保険法に基づく介護予防サービス事業 健康保険法に基づく訪問看護サービス事業

## 重要事項説明書

この重要事項説明書は、株式会社あしすと(以下「事業者」といいます。)が実施する「あしすと訪問看護ステーション」(以下「事業所」といいます。)の利用契約書や当該事業所の運営規程の概要等、ご利用者様のサービス選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

1. 事業者概要(事業主体)
2. 事業所概要

事業の種類(サービス)	訪問看護、指定訪問看護、指定介護予防訪問看護
事業所名	あしすと訪問看護ステーション
所在地	〒116-0014 東京都荒川区東日暮里1丁目6番9号東出ビル1階
電話番号等	電話03-6806-8283 FAX03-6806-8346
管理者氏名	本間 望美
介護保険事業所番号	1361890229
サービス提供地域	荒川区、台東区の一部

3. 営業日および営業時間

営業日	月曜日から土曜日(土曜日はリハビリのみ) (12月30日～1月3日は定休日)
営業時間	9:00～17:00 緊急時の電話相談は、24時間対応可能です。 必要に応じて、緊急時訪問看護を行う体制にあります。

4. 職員体制

管理者	1名
看護師	2.5名以上
理学療法士	1名以上
作業療法士	1名以上

## 5. 事業の目的・運営方針

### (1) 目的

主治医の指示に基づき、利用者の居宅において看護師、准看護師、保健師(以下「看護職員」といいます。)また理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下「理学療法士等」といいます。)が療養上の世話または必要な診療の補助、リハビリテーションを行い、利用者が居宅においてより自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的にサービスを提供する。

### (2) 運営方針

利用者の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、利用者個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

## 6. サービスの利用方法等

### (1) サービスの利用開始

- 1 まずはお電話等でご相談ください。また、介護支援専門員に居宅サービス計画または介護予防居宅サービス計画(以下「居宅サービス計画」といいます。)の作成を依頼している場合は事前にご相談ください。
- 2 ご自宅に訪問の上、サービス内容、利用料金などをご説明させていただきます。
- 3 内容に同意して頂けたら、利用契約を締結致します。
- 4 利用者の心身の状況等を踏まえて訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画(以下「訪問看護計画」といいます。)を作成し、サービス提供致します。

### (2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合  
サービス終了を希望する日の7日前までに文書でご連絡ください。
  - ② 事業者の都合でサービスを終了する場合  
やむを得ない理由により、サービスの提供が困難と判断させていただくことがあります。この場合には、終了日の30日前までに文書でご連絡致します。
  - ③ 自動終了  
以下の場合には、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了致します。
    - ・利用者が介護保険施設に入所された場合
    - ・介護給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護等の認定が取り消された場合
    - ・要介護認定区分が非該当となった場合
    - ・利用者が亡くなった場合
- 5 契約解除
- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者及び家族等に対し社会通念を逸脱する行為を行った場合、事業者が破産した場合、利用者は即座にサービスを終了することができます。
  - ・利用者が利用料金の支払いを1ヶ月以上滞納し、催告の日から起算して14日以内に未納となっている利用料金全額のお支払いを行って頂けなかった場合、利用者及び家族等が事業者や事業者の従業者に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合には、文書で通知することにより即座にサービスを終了させて頂く場合があります。
  - ・地震などの天災、そのた事業者の責に帰することのできない事由によりサービスの実施が困難となった場合には、サービスを終了させて頂く場合があります。この場合もこれまでに利用されたサービス分の料金をお支払い頂きます。

### ⑤ その他

- ・利用者が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・利用者に、他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

## 7. 利用料金

訪問看護は介護保険又は健康保険の利用が出来ます。保険の種類と内容により利用者負担金が異なりますので、別紙「利用料金表」をご覧ください。

注)介護給付でサービスを受ける場合、利用者の介護保険負担割合に準じ、市区町村から事業者へ直接支払われます。(実費負担費用は除きます。)このため、利用者には残りの費用をお支払いしていただくこととなります。(「法定代理受領」)

利用者の状況等により法定代理受領が認められない場合は「介護報酬額」の全額を事業者にお支払いいただきます。その後、事業者からサービス提供証明書を発行致しますので市区町村窓口へ保険給付分をご請求下さい(「償還払い」)

介護保険適応外でのサービス、ならびに介護保険の給付限度額を越えたサービス利用に関わる料金は全額自己負担となります。

#### 8. サービス利用のキャンセル

(1) 予定日にご利用ができなくなった場合には、速やかに事業所までご連絡ください。

**TEL 03-6806-8283 FAX 03-6806-8346**

(2) 利用者の都合でサービスをキャンセルされる場合はご連絡時期によりキャンセル料を申し受けま  
す。なお、キャンセル料は利用料金と合わせてご請求いたします。

ご連絡時期	キャンセル料
サービス利用予定日の前営業日の17:00までに連絡を頂いた場合 (月曜日利用の場合は金曜日の17:00まで)	負担なし
サービス利用前営業日の17:00を過ぎて連絡を頂いた場合 または、連絡をして頂けなかった場合	1回の利用額分

\* 但し、利用者の病状の急変や急な入院等の場合にはキャンセル料はいただきません。

## 9. 利用料金の支払い方法

利用料金は次のいずれかの方法でお支払い頂きますようお願い致します。

口座自動引き落とし	サービスを利用された翌月27日に、弊社が指定する金融機関から自動引き落としとします。
金融機関振込	サービスをご利用された月の翌月末までにお支払いください。 なお、振込手数料はお客様のご負担となります。
現金払い	サービスを利用された月の翌月末までにお支払いください。

## 10. 秘密保持

事業者は、業務上知り得た利用者及び家族に関する秘密および個人情報について、法令に定める場合や利用者が同意した居宅サービス計画に記載された事業者に対する情報提供を行う場合を除き、契約中および契約終了後、第三者に漏らすことはありません。また、個人情報の適切な利用、取扱いのため、「個人情報に関する法律」その他の規範を遵守します。

## 11. 緊急時、事故発生時の対応方法

サービス利用中に利用者の容態の変化などがあった場合には、ご家族、医師、救急隊、介護支援専門員等の関係機関へのご連絡を致します。また、速やかに適切な対応を行って後に、重大事故に関しては市区町村への報告を致します。

## 12. 相談・苦情の受付

### (1) 事業所内のご相談窓口

「あしすと訪問看護ステーション」 お客様相談窓口	【TEL】03-6806-8283 【FAX】03-6806-8346 【管理者】本間 望美
-----------------------------	---

### (2) 施設外のご相談窓口

#### 【市区町村の窓口】

荒川区役所 介護保険課	【TEL】 03-3802-3111
台東区役所 介護保険課	【TEL】 03-5246-1284

#### 【東京都国民保険団体連合会の窓口】

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	【TEL】 03-6238-0177
--------------------------	--------------------

## 13. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発の防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための方針を整備する。
- (3) 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

以上